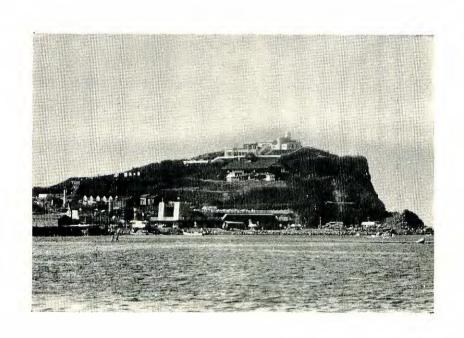
### 业海道議會時報

第 10 卷 第 8 号 昭 和 33 年 8 月



北海道議会事務局

北海道議会時報第10巻第8号(昭和33年)

	215				•	
	資	会				議
第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調17第二十九特別国会の展望14八八十五日現在産米収穫予想1五八八十五日現在産米収穫予想1五	九都道府県議会議長会1五	合	総合開発調査特別委員会	特別委員会	常任委員会	会の動き
		七				雑
		月 の メ	(2)	会 (1) 歳	地方行政	
	···表紙写真	<b>モ</b>	会期不継続の原則について ^~	一事不再議について	地方行政疑義問答集l0	録
	日和	山 灯 <b>台</b> 一小 樽 郊 外-	- }			

### 北海道議会時報第10巻第8号(昭和33年)

北海道議会事務局撮影

### 常 任 委 員

## 会

### 総 務 委 員 会

〇七月四日 午後一時三十二分、第一委員室において開議、午後二時五 十九分散会、委員長 森川 清 (社

### 請願、 陳情の審査

願

第四三九号 第四三五号 名寄市字智恵文地区境界変更現状維持の件 名寄市の一部を美深町に編入方促進の件(不採択)

択

浦幌町字直別部落一円を音別村に編入の件

原水爆禁止北海道実行委員会に対し助成金交付の件

第五五四号

第五三八号

(保 留)

保 留

第六一八号 第七九八号 第八二七号 寿都町能津登地区境界変更反対の件 寿都町能津登地区境界変更解決の件 中札内村を帯広市に合併の件

除の件

(不採択)

留

自家発電並びに自家発電施設に対する固定資産税免

(採 採 (保

第八四五号

第八五三号 大旭川建設計画の推進に関する件

第九〇一号 東利尻村に町制施行の件

第九〇四号 忠類村自立の件

> 保 保 保

留 遛

第九〇五号 忠類村消防自動車購入に対し補助の交付と起債許可 の件

第三三五号 法令に基かない寄付金負担金の支出排除の件

第六八〇号 標茶高等学校に農業大学 (同程度の技術養成機関)

設置の件

採

第九六四号 北見市に専科大学設置の件

第九六五号 クラーク記念館建設に対し援助の件

関する中央折衝の経過について報告。 泉谷副委員長(自民)より、石炭手当及び寒冷地手当増額支給に

般

般

〇七月七日

午前十一時、第三委員室において開議、

午前十一時二十二

分散会、委員長

森川

清 (社)

の実地視察調査について協議の後、次のとおり決定した。 新市町村の建設状況、道税の徴収状況及び道有財産の管理状況等

派遣委員 泉谷副委員長(自民)及び伊藤(作)(自民)岡林 社

1

(採

堀 (社) 井口 社) 大久保 (自民) 塚田 社 西野 自

民)の各委員

派遣期間 七月十日より一週間

派 遭地 根室、釧路、十勝、網走各支庁管内

### 商 エ 労 働 委 員 会

〇七月四日 午後一時五十九分、第二委員室において開議、 十分散会、委員長 大島三郎(自民) 午後三時四

### 調頭、 陳情の審査

願

第五六二号 、失業者多発地域の指定に伴う失業対策事業施行の件

留

保

情

陳

第二九二号 北海道地下資源探鉱公社設立要望の件 採

第九一六号 北海道放送株式会社に対し増資の件 (採

第九六一号 日・ソ貿易再開促進の件

(採

択 択 択

第九八三号 留萠市大火における罹災中小企業者対策の件

択

留萠市大火に対する応急失業対策事業実施の件

第九八二号

(採 択

第九九一号 国鉄貨物運賃割引継続実施方要望の件 (採

第九九四号 失業多発地域指定に基く要就業者吸収計画再検討の 択

留

第一、00三号 第九九九号 苫小牧港開発株式会社に対し出資の件 三笠市に公共安定職業機関設置の件 (保

第一、00四号

三笠市に公共職業補導所又は分室設置の件

げの申し出があつた旨を報告。 百七十四号(公衆浴場入浴料金中婦人洗髪料廃止の件)、同第九百 一号 (入浴料金暫定価格改正の件) 委員長より、陳情第八百七十三号(入浴料金改正の件)、同第八 については陳情者より取下 (保

### 般 議

1 失業者多発地域の指定に伴う失業対策関係事業の実施に関する件の 中央折衝経過について報告、ついで労働部長より失業対策問題につ 新川委員(社)より、国鉄運賃割引制度継続実施に関する件及び

- て補足説明を聴取
- 3 (1)本日聴取した陳情は次のとおり。 三笠市に公共職業安定所の業務機関設置方及び公共職業補導所

委員長より、明日の北海道大博覧会開会式に出席方要望があつた。

又は分室設置方について 三笠市 助 役

釧路労災病院の建設促進方について 釧路市代表 太田益夫

(2)

### 農 務 委 員 숲

〇七月四日 午前十一時八分、 散会、委員長 二瓶栄吾 (協ク) 第三委員室において開議、 午後一時六分

### 般 議

(保

鬸 留

留

- (a) 請願、陳情については全部保留とし、現地調査を行つた後に審査 (b) 請願、陳情については全部保留とし、現地調査を行つた後に審査 (c) 請願、陳情については全部保留とし、現地調査を行つた後に審査 (d) 計願、陳情については全部保留とし、現地調査を行つた後に審査 (e) 計願、陳情については全部保留とし、現地調査を行つた後に審査 (e) 計願、陳情については全部保留とし、現地調査を行つた後に審査

れたハニとを要望。ついては内容が多岐にわたつているので次回委員会まで充分検討さ

(社)武田(自民)佐久間(自民)各委員に決定。 考資料とすることに 決定、小委員は 坂下副委員長(社)及び 道下七月中旬に道内調査を行つて結論を出し今後の委員会の進むべき参午後一時二分再開の後、四名よりなる園芸振興対策小委員会を設けて協議することとし、午後零時五十一分一旦休憩(休憩中協議。)、道内調査の実施時期、方法等につい諮り、意見交換の後、休憩し

を開議、午後一時十八分散会、小委員長 武田治作(自民)〇七月四日 午後一時十分、第三委員室において園芸振興対策小委員会

・ 道内調査の日程等について協議することとした。
② 道内の市場統計及び生産反別、数量、道外よりの移入数量等に関
② 道内の市場統計及び生産反別、数量、道外よりの移入数量等に関
り、協議の結果臨時小委員長がそのまま小委員長となることに決定。

を開議、午後一時二十八分散会、小委員長、武田治作(自民)〇七月八日 午後一時三分、第二委員室において園芸振興対策小委員会

まで七日間。調査日程等について協議を行つた。日程は七月十八日より二十四日作物の生産、消流及び移入状況等に関する資料を検討あわせて道内作りの生産、消流及び移入状況等に関する資料を検討あわせて道内の開議前、全員で約一時間半にわたり先に要求して提出された園芸

振興係長より答弁の後、同委員より、農業団体は生産組織を作るよければならぬと考えている問題点は何かについて質疑、農政課販売通、集団集荷体制化等の実現を要望して いるが道とし てこ うしな試験施設の拡充、園芸指導体制の拡充強化、各種資金の長期低利融図 道下委員(社)より、道内園芸作物の振興を図るため農業団体は

前に北農中央会よりの請願内容を検討することとした。 けいれ とう要請しているかどうか、道内に園芸を中心とする組合の有無、本う要請しているかどうか、道内に履芸を中心とする組合の有無、本う要請しているかどうか、道内に履芸を付った後、開議前協議決定の日題点をとり上げてはどうかと意見があつた後、開議前協議決定の日題点をとり上げてはどうかと意見があつた後、開議前協議決定の日題点をとり上げてはどうかと意見があつた後、開議前協議決定の日題点をとり上げてはどうかと意見があつた後、開議前協議決定の日題により生産振興に伴う消流事情等調査のため小委員全員で調査を定より生産振興に伴う消流事情等調査のため小委員全員で調査を定め、道内に関芸を中心とする組合の有無、本う要請しているかどうか、道内に園芸を中心とする組合の有無、本

いい。 出してもらうこと及び農民団体等にも来てもらい意見を聴くこととむべきかの結論を出すこととした。なお、農務部より原案を作成提実態調査の報告にとどめ、小委員会は更に検討を重ねて今後どう進実態調査の報告にとどめ、小委員会は更に検討を重ねて今後どう追外の交換が行われた後、二十九日の本委員会に対する報告は今回の小委員長より、今後の進め方について諮り、各委員の間に種々意

〇七月二十九日 午後一時十五分、第三委員室において開議、午後二時

### 一般議事

業振興対策にかかる道内調査経過等について報告があつた後、質疑① 武田委員(自民)(園芸振興対策小委員長)より、過日行つた園芸農

ることに決定。他の請願、陳情についても農業試験場関係なのでいずれも保留とす他の請願、陳情についても農業試験場関係なのでいずれも保留とす(園芸農業振興対策の件)及び関係の陳情は保留と決定、なおそのは小委員会の 結論が 出てから行う こととし、請願 第五百五十六号

この際要請しておかれたいことについて、坂下副委員長(社)より、 案内及び陳情を行うこととした。 情及び案内をされたい、 橋本(正)委員(社)と交代。)。ついで委員長より、農林水産委員 施 牛乳共阪体制の進渉状況及び今後の見通し並びにまだ共販体制を実 ものの中に負債整理が相当強く折込まれねばならぬという見地より 整理問題については基本的には畑作振興という本道農業の本質的な 対策を樹立されたいことについて、道下委員(社)より、農家負債 関連して農産物価格安定、乳価安定等については、生産抑制という 置の件があること等について答弁の後、橋本 についても陳情事項に入れてはどうか等について意見及び要望があ あるところを充分くみとつて行つてもらいたい、また負債整理問題 には正副委員長が出席することとした(後で坂下副委員長都合悪く 水産委員に対する各部長の所管重要事項に関する説明及び陳情の際 があり、 方法によることなく生産を上げたら全体が豊かになるというような 陳情項目の内容についてはいかなる手段を講じてもらうつもりか、 等の件を予定しており、その外考慮中のものに農家負債整理特別措 農業振興対策の特別立法化、農産物価格安定、乳価安定、農村電化 情計画について質疑、農務部長及び農政課長より、 一行が各地域に行かれたならば各委員は当委員会の資格で活発に陳 していない処がある理由等についてそれぞれ質疑、意見及び要望 委員長より、衆参両院の農林水産委員一行来道の際に行う道の陳 農務部長より答弁の後、 農務部長、農政課長、畜産課主任技師より答弁の後、 なお農務部長より陳情の際は各委員の意の 各委員はそれぞれの地元で出来るだけ (正)委員(社)より、 陳情項目は寒地

3 までに園芸農業振興小委員会の目途をつけてもらつて委員会を開催 委員長及び坂下副委員長 わせて豆類価格安定策に関する資料作成方を理事者に要望、 度予算問題もあるので八月二十日頃開く予定としたい旨を述べ、あ た後、委員長より、園芸振興対策問題及び寒地農業振興確立の明年 て審議するため次期委員会を八月中に開いてはどうかと意見があつ 下委員(社)より、異例の豊作に伴う豆類等の価格安定問題につい 想が出来た後、酪農会社等との打合会を開くことに決定、 乳価安定問題の取扱いについて諮り、理事者に検討をしてもらい構 農業改良課長より、現在までの作況について説明を聴取、 それぞれ本問題の解決策について意見があつた後、二十日頃 (社) 蒔田 (自民) 橋本 (正)(社) 各委員 ついで道 つい ついで

の七月二十九日 午後三時二分、第三委員室において園芸振興対策小委の七月二十九日 午後三時二分、第三委員室において園芸振興対策小委

)価格安定問題について検討することとした。

法を研究する必要があることについて、道下委員 長より、 評判及び内地府県の生産体制等について説明を聴取、ついで小委員 員会でふれる必要がないとも考えられる等について、それぞれ意見 ら完璧と思うが生産技術の方は道の機関で指導することであり当委 県に移出した品目に対する意見とか消流状況を現地に行つて調べた を喰止める方法を考えるのも一つの 使命であると 思う ことに つい があつた後、農政課担当主事より、移出道産品に対する内地府県の てくると思うが必要な資料が集るかどうか、本来ならば道から他 て、道下委員(社)より、振興方策の結論は四、五項目にしぼられ ているようであるが本道の生産物と競合する品目についてはこれ 佐久間委員(自民)より、 南爪なども好評と思うがどうか、また今後これらの冷凍方 他府県は生産過剰のはけ口を本道に求 (社) より、 道の

> 専門技術員はいるかどうかについて質疑及び意見があり、 対する考え方をつかんでほしいと要望した後他府県の視察について 関係機関の意見から妥当な線を出し本委員会に提出することにして であること等について坂下委員(社)より、当小委員会の考え方と 小委員長より、荷受、出荷両団体の協議会等を設けることも必要で ぎ組合等民間団体との協議、出荷団体への助成等も必要ではないか、 がその他に朝市の整理、国に対し試験研究の要請、農民団体や玉ね ついで道下委員(社)より、当小委員会も大体同様な考え方である 述べた後、農政課担当主事より、道の考え方について説明を聴取、 員会の結論は出荷体制、試験機関、技術指導等にまとまると思うと 売振興係長、同課担当主事より答弁、ついで小委員長より、当小委 園芸関係機関はどのようなものがあるか は予算面よりむづかしいと思うが委員長に申入れたいと述べた。 小委員長より、理事者に対し関東を中心とした生産地帯府県の道 に来てもらうことについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで はどうかについて、それぞれ意見があつた後、次回小委員会は八月 はないか、またそ菜栽培農家は零細農家が多いのでこの対策が必要 一日午前十一時より開き、その際北農中央会、経済連等の担当者 (関連して小委員長より、

### 建設委員会

十五分散会、委員長 中牧 保(自民)〇七月十七日 午後一時四十分、第一委員室において開議、午後二時

請願、陳情の審査

### 請

第二一八号 日雇労働者の簡易住宅建設の件

第四一〇号 ブロツク生産業者育成強化の件

> 保 留

保

留

情

陳

件)については既に願意が達せられているので議決不要の取扱い 第九八五号 とすることに決定 陳情第九百八十四号 札幌市琴似町住宅建設用地買上げの件 (留萠市大火に対する災害公営住宅建設の (不採択)

あり

1 出資問題について説明を聴取の後、 うまく行かなかつたためではないかについて、それぞれ質疑及び意 公庫よりの出資が円滑に行われないのは道と開発公庫との話合いが 意が足りないのではないかについて、川口委員(自民)より、開発 大蔵省は僅か五千万円の開発公庫よりの出資を渋つている点より熱 員(社)より、離島航路整備会社に対する出資内訳これに関連して の経過及び北海道離島航路整備会社に対する道東北開発公庫 見があり、 ける失業対策事業として道路改良工事施行計画について、 土木部長より、失業多発地域指定に伴う失業対策事業費増額折 土木部長より答弁あわせて今後の協力方を要請 斎藤委員(社)より、千歳町に よりの

2 派遣委員 派遣期間 道内における道路現況等視察の実施について諮り、次の通り決定。 道北班 八月二十日より八月二十七日まで八日間 委員長及び大石 (社) 黒松 (協ク)杉本 (自民)

道東班 高橋 (石) 副委員長 佐々木(自民)児見山 (協ク)及び斎藤 社

社

各委員

田 (社) 遠藤(社) 糸川(社) 川口(自民) 西窪

(自民) 各委員

斎藤委員 (社) より、 石狩支庁管内に未払があるとの理由で北土

3

るまで操業停止を命ずる等の断呼たる措置を講ぜられたいと要望が パルプ合同酒精及び旭川市(下水)等の汚濁防止浄化設備が完成す は益々悪化しているが知事及び土木部長は速かに現地調査の上国策 川水質汚濁問題に関しその後この対策が停滞しており地元民の感情 かと質疑、土木部長より答弁、ついで児見山委員(社)より、石狩 建設株式会社を入札に参加させないということであるが事実かどう 土木部長より答弁。

### 地 開 拓 委 員 会

〇七月五日 散会、委員長 午後零時三十分、第三委員室において開議、 笠井幸衛 午後三時十分

1 等に関する中央折衝の経過について報告、ついで宮北委員 要であり一層検討されたいと要望。 置が適用されることを確認の後同委員及び津川委員 年度に関しては一応成功したが今後の問題については充分配意が必 委員長より、 団体営事業の実施に関し昭和三十三年度に限り従来どおりの措 非補助小団地等土地改良事業助成基金制度改善問題 (社) より、本 (社) よ

2 行うことになつたと述べて了承を求め、ついで競合問題に対する林 不用地返還問題に対する農林省の見解関連して緊急解決を要する問 野庁と農地局の合同通達(基本方針)が出される時期の見通し及び 審査会の経過については関係資料の整備提出がなされた後に審査を 堀田委員(自民)より、文教林務小委員と農地開拓小委員の連合

動を期待する旨を述べ、ついで農地開拓部長より答弁があつた。つた後、委員長より、小委員会の協議により進め方を決め独自の活連して津川委員(社)より、同様の意見があり、)について意見があ題については通達を待たず小委員会独自の活動も必要である旨(関

- ③ 宮北(社)岩田(自民)各委員より、森、長万部、黒松内、志美、 (3) 宮北(社)岩田(自民)各委員より、森、長万部、黒松内、志美、 (3) 宮北(社)岩田(自民)各委員より、森、長万部、黒松内、志美、 (4) 岩田(自民)格委員より、森、長万部、黒松内、志美、 (5) 宮北(社)岩田(自民)格委員より、森、長万部、黒松内、志美、 (6) 宮北(社)岩田(自民)格委員長に正もらいこれを検討の と世め方を決め強力に推進を図ることに決定、次回委員会の開会日・ と世め方を決め強力に推進を図ることに決定、次回委員会の開会日・ と進め方を決め強力に推進を図ることに決定、次回委員会の開会日・ と進め方を決め強力に推進を図ることに決定、次回委員会の開会日・ と進め方を決め強力に推進を図ることに決定、次回委員会の開会日・ は本人であるが部長は といる形式に対してもらいこれを検討の と進め方を決め強力に推進を図ることに決定、次回委員会の開会日・ と連め方を決め強力に推進を図ることに決定、次回委員会の開会日・ は委員長に一任。
- 委員長に一任。 班に分け道南地区は七月下旬に実施することとし、日程については・近に分け道南地区は七月下旬に実施することとし、日程については議を行い、道南地区と道北及び道東地区の二
- ⑤ 農地開拓部長より、来年度の開拓入植計画等について説明を聴取。

文教林務両小委員会の連合審査会を開議、午後三時二〇七月三十一日 午後一時三十七分、第三委員室において農地開拓及び

予定されている農林省及び林野庁よりの競合問題に関する通達がでもよいか、また調整を要する地区は小委員会に提出するかどうか、てこの外にも調整するものがあるか及びあるとすればそれが遅れて、世区の調整については林務部と打合せができているか、林務部としり説明を聴取の後、堀田委員(自民)より、特例の適用を受ける七小委員長より、新開拓制度について説明を求め、開拓計画課長よ

てもらいたいこと、造林指定を受けて買収から除外してもらう者ま 連して小委員長より、話し合いの場を持つたことがあるかどうかに 林務部は造林指定地も 買収の対象とするか 等について、 整済みの部分については木の価格査定で解決したかまたは開拓地と り答弁、ついで小委員長より、特例適用の七地区について説明を求 り、林務部次長、農地開拓部次長、 月中旬まで調整出来るよう希望する旨を述べた。 いて審議を行つてはどうかと意見を述べ、ついで小委員長より、八 いので小委員長より調整完了時期を申し入れその頃に小委員会を開 より、本件は現在両部で作業進行中であり審議するのは時期的に早 部次長、適地調査係長、林地調整係長より答弁の後、 ついてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、林務部次長、農地開拓 地調査を行い調整解決の方法を見出す必要があるのではないか等に 政面で不合理を 是正されるべきで あること 等について、安達 委員 た本当に造林した者などがあるのでいたずらに除外することなく行 庁長の意見をどの程度聞くか、関連して十分連絡をとりながら進め ついて質疑)、現地調査を開拓部が直接行わず支庁に行わせた場合支 し合つたかどうか、調整完了見込みを八月上旬においている根拠、 して法の上で解決したか、 め、適地調査係長より説明を聴取の後、 た場合この七地区の問題は 喰違いがでないか 等について 質疑 (無) より、 (社)より、合同調査をして話し合いの場を待つ必要があること (関 人工造林地の買収基準はどうか、小委員会としては現 また林務部、農地開拓部及び当事者と話 開拓計画課長、 堀田委員 (自民) 適地調査係長よ 河野委員(社 津川委員 より、 が

### 水産委員会

〇七月一日 午前十一時十一分、第三委員室において開議、午後三時五

### 一般議事

- 1 質疑、 が噴火湾の凶漁対策を講じている折から遺憾である旨、 答をしたか、 埋立法によると定められた期間内に工事を行わない場合は無効にな 聴取することとした。 権利取得後の譲渡関係についての一切の書類写の提出方等について 申請がなされたかどうか、水産部は合議を受けたか及びいかなる回 るがこの間権利更新が行われていたかどうか、埋立認可の際適法に 井野委員 昭和四年に埋立を問題とし、昭和四年に埋立が認可されたが 意見及び要望があり、 (社) 室蘭市は関係漁民の生活を無視しているかの感がある より、 室蘭港内における共同漁業権の埋立を問題 答弁は調査に日時を要するので後日に 昭和四年の
- 午前十一時五十五分再開の後、休憩中決定の件について諮り、異議委員会を招集し必要があれば東京に委員を派遣することに決定。)、で、大田の一旦休憩(休憩中協議を行い、水産部長と連絡の上随時の一一日休憩、休憩中協議を行い、水産部長と連絡の上随時の一般の進み方について各委員の意見を求め、協議のため午前十一の一後の進み方について各委員の意禁止区域問題に対する当委員会で、出席できないことについて了承を求め、ついで底曳禁止区。漁業調整課長より、水産部長が底曳禁止区域問題等のため本日のの漁業調整課長より、水産部長が底曳禁止区域問題等のため本日の
  - 3 次長より答弁。 注意方、 ていることに関し責任の所在に対する道の見解及び今後の万全なる について、黒沢委員 らないがこの点に対する道の指導を望む旨及び五月災害の調査結論 しなければならないような町村は助成条例に基く保証議決をしたが 岸漁家振興対策委員会の設置予定時期、 上実施してもらいたいこと等について、麻里委員(自民)より、沿 るか関連して沿岸漁家助成条例については金融機関と充分打合せの 地帯の漁家あるいは組合に対し金融的にいかなる方針でのぞんでい 産部は一元集荷さえすれば良いと思つているか、また道南いか漁業 みでは解決できず漁業者に加工施設を持たせること等が必要だが水 て、川端委員 しこれは認められていないが改正する意思はないかどうか、いかの 漁業が凶漁のため漁民は再びいか釣をしたいと言つていることに関 岡田委員 とを述べ、零細漁民のため善処方を要望、水産課長より答弁、 の指導もなかつたが日高では相当前から投石の石を注文しているこ 増殖について各組合から支庁に事業計画を提出する間組合に対し何 及び要望があり、 ことであるがこれはいかなる形で行われるか等について質疑、 共に岩礁爆破の方も外されているところがある、 れた理由について質疑、 問題に関し、 一元集荷問題に関する対策とその方針及び昨年の集荷状態等につい 川村委員 海区漁業調整委員の選挙に当り啓蒙宣伝に万全を期すとの (社)より、五人組共同経営で許可された日本海ます流網 (社) より、 昨年度まで補助対象となつていた投石が今年度除外さ (自民) より、 漁業調整課長、水産課長、 社) 水産課長より答弁の後同委員より、 沿岸魚田改良事業補助金の個所付け配分の より、 漁家経済の安定のためには一元集荷の 香港で道海産物に対する苦情が出 五月災害のように損失補償 水産製品課長、 また本年度の浅海
- 委員長より、すけとうだら問題についてより詳しい報告を要求中

4

強化に関する意見及び要望があつた。千日の猶予方要請があつた後、井野委員(社)より、海上取締りのであつたが報告できる段階にあるかと質疑、漁業調整課長より、若

〇七月八日 午後一時三十二分、第三委員室において開議、午後三時五

### 般議事

2

(1) より、 林省の問題に移つているが従来のように道で調整せよというような 対する部長の所信等について、 考えは前とどう変つてきているか、 上りに対する指導をどう考えているか、底曳禁止区域を拡大して釣 産庁は道案に対しどう考えているか等について、井野委員 題 やり方を今回もとるのかどうかについてそれぞれ質疑及び意見があ また漁民の強い自覚と同時に強い行政指導を必要とするがこの点に かどうか、 か等について、川村委員 前の熱意が失われているがこのままではうやむやになるのでは とを漁民が自覚しなければならないのに底曳禁止区域拡大に対する 漁業や刺網漁業を守り資源を培養して行かなければ生きられないこ われていることが道案に対する隘路になつているのではないか、水 止区域拡大問題について審議することとし、沖野副委員長 自由操業問題等に関する中央状況について説明を聴取の後、 か、密漁問題に関し違反は二十、以上の階層に多いのではないか 水産部長より、底曳禁止区域拡大問題、さんま漁期の特別措置問 密漁問題に対し道内漁業者は何も動いていないが漁民自らの盛 北洋にしん試験操業問題、 北方の試験操業結果が悪いこと、また近海の密漁が頻繁に行 道内底曳業者はどのような動きをしているか、水産庁の (社)より、自民党代議士会の結論は出 委員長より、 太平洋十、未満さけ、ます流網漁業 本委員会は今後どう動いたらよ 禁止区域拡大問題は農 (社) よ (自民) 底曳禁

- 水産部長及び漁業調整課長より答弁。
  、水産部長及び漁業調整課長より、前委員会における室蘭港内の共同漁業権埋立問題に、
  、大野委員(社)より、本問題は漁民千四百人の死活問題であり、漁業調整課長より、目下調査中であるので猶予願いたいと答弁の後、業調整課長より、同下調査中であるので猶予願いたいと答弁の後、業調整課長より、前委員会における室蘭港内の共同漁業権埋立問題に
- ③ 整課長より答弁。 とについてそれぞれ質疑、 識経験者の選出に当つては疑念の起きないよう充分注意されたいこ 上げるよう配慮されたいことについて、 の海区委員について調査の有無及び良い人を出すため委員報酬を引 を考えているかどうかについて、沖野副委員長(自民)より、 どうか及び同選挙に当つて行う予定の啓蒙宣伝の内容これに関連し 員(社)より、報告は海区漁業調整委員会委員の選挙まで出 長より、調査中なので次回委員会まで猶予方を要請、ついで川村委 無競争当選となつているところが多いがこれに対する見解及び対策 て前回の選挙においては立候補者が途中でだんだんやめて最後には 委員長より、すけとうだら問題に関する報告を求め、 意見及び要望があり、 麻里委員(自民)より、 水産部長、 漁業調整課 漁業調 日せるか
- 及び意見があり、水産部長より答弁。沖野副委員長(自民)より、離島の漁獲物貯蔵問題について質疑

# ○七月二十一日 午前十一時四十三分、第三委員室において開議、午後

とし、ついで川村委員

### 般議事

 分再開の後、答弁は休憩中に水産部長より申し入れもあつて午後に で井野委員(社)より、七月十三日の道新に載つていた自民党道連 で井野委員(社)より、七月十三日の道新に載つていた自民党道連 延曳禁止区域拡大問題に関する中央折衝の経過について報告、つい 底曳禁止区域拡大問題に関する中央折衝の経過について報告、つい
 介再開の後、答弁は休憩中に水産部長より申し入れもあつて午後に

聴取することとした。

(5)

沖野副委員長

合従たる陸揚地を指定してあるもの、また指定していないものの両

(自民) より、おうなど漁業入会に対する許可

ø

- ② 井野委員(社)より、漁村における税の滞納に対し漁獲物販売代② 井野委員(社)より、漁村における税の滞納に対し漁獲物販売代の来道予定について報告があり、午後零時二十五分休憩、午後二時の来道予定について報告があり、答案員会としても何等かの意思表示をする必要があること及びさけ、委員会としても何等かの意思表示をする必要があること及びさけ、委員会としても何等かの意思表示をする必要があること及びさけ、の来道予定について報告があり、午後零時二十五分休憩、午後二時の来道予定について報告があり、午後零時二十五分休憩、午後の間の課題に対し漁獲物販売代の来到行うには、注意、漁村における税の滞納に対し漁獲物販売代
- 者の対策問題について種々意見の交換が行われた。
  (社)川端(自民)松平(自民)阿部(自民)各委員の間に底曳業問題に対する自民党道連の決定事項について説明があつた後、井野問題に対する自民党道連の決定事項について説明があつた後、井野舎介を聴取、ついで沖野副委員長(自民)より、底曳禁止区域拡大圏、水産部長より、午前中に行われた井野委員(社)の質疑に対する
- 兼業種類、道内道外の区別等について質疑、答弁は文書によることホーツク海海域における密漁船(三十九隻)の船名、船主、トン数、の 岡田委員(社)より、七月十五日に新聞報道された日本海及びオ

- 部長より文書にて回答したいと答弁。 お長より文書にて回答したいと答弁。 お長より文書にて回答したいと答弁。 水産部長より文書にて回答したいと答弁。 が、漁民に自覚を促したというが過般の日本海すけそう密漁事件をか、漁民に自覚を促したというが過般の日本海すけそう密漁事件をか、漁民に自覚を促したというが過般の日本海すけそう密漁事件をか、漁民に自覚を促したというが過般の日本海はないか、まます漁網漁業について四十五度線としたことが原因ではないか、まます漁網漁業について四十五度線としたことが原因ではないか、まます漁網漁業の原因について質疑、水産部長より答弁の後、同状況及び密漁頻発の原因について質疑、水産部長より答弁の後、同
- 持越すこととした。

  持越すこととした。

  持越すこととした。

  持越すこととした。

  持越すこととした。

  持越すこととした。

  持越すこととした。

  持越すこととした。

  持越すこととした。
- は委員長に一任と決定。 「」「「」の中についてで、「」「」の特について、「」「」の特別では、「」の特別では、「」の特別では、「」のは、「」の特別では、「」のは、「」のは、「」のは、「」のは、「」のは、

(社)より、密漁違反に関し本年の昨年対比

### 文 教 林 務 委 員 슾

### 〇七月十九日 時二十五分散会、委員長 午前十一時四十五分、第三委員室において開議、 河野辰男(社 午後零

- 1 住宅の設置、高等学校寄宿舎建設等に関する中央折衝の経過につい する設備費、産業教育振興法による設備補助金の復活、へき地教育 経過について、 補助率のあがつたものがあるかどうかについて質疑、教育長より答 てそれぞれ報告、ついで教育長より、三十四年度教育予算の概要に いて説明を聴取、 大沢副委員長(自民)より、昭和三十四年度文教関係予算折衝の 山元委員(自民)より、理科教育センター設置に対 福島委員 (自民) より、北海道の特殊事情から
- こととし、 日の足寄高等学校道立移管記念式典に第二班の視察委員が参列する 定した。 次に文教及び林務関係の道内視察日程について協議、七月二十五 これに伴う視察日程を予定より一日間延期することに決
- 請願、 陳情の審査は、 次回委員会にて審査することとした。

〇七月三十一日 午前十一時二十五分、第三委員室において開議、 零時十七分散会、委員長 河野辰男 (社

願

第五四七号 別海村野付半島を道立自然公園に指定の件

(保

保

第五七五号 道に「銘木証明」機関設置の件

伊藤 員会に出席願い事情をよく聞いてはどうかということについて、 でも格付をしてやる必要があるがこれが格付する場合価格の面で 者の出席を願い事情を聞いた上で更に審査することとした。 質疑及び意見があり、林務部長より答弁の後、 ばその格付が大変だと思うので事情を聞く必要がある旨それぞれ はどうか、また請願者は輸出を対象として考えているので次回委 福島委員 3 委員(自民)より、海外的に日本の信用保持ともなれ (自民) より、銘木として難しいならばせめて製品に 次回委員会に請願

陳

第九九五号 白糠高等学校道立移管の件

> (保 留

第七三九号 利礼道立公園区域拡大の件

> (保 留

- 1 とに決定、実施時期は八月末頃とし日程については委員長一任とす 報告、ついで道南、 より、足寄高等学校の道立移管式典に出席の概況についてそれぞれ 教育長より、道と教育委員会との事務配分について説明を聴取 (自民) より、道北方面の道内視察経過について、渡部委員(社) 伊藤 弘 委員(自民)より、 道央の道内視察について諮り、異議なくそのこ 道東方面について、大沢副委員
- 2 道に際しては福島委員(自民)が同行することに決定した。 し関係地域について陳情することとし、衆議院文教委員会委員の来 衆議院の農林水産委員会委員が来道されるので正副委員長が出席

ることに決した。

3 本日聴取した陳情は次のとおり。 白糠高等学校の道立移管について

> 白 糠 町 長

### 特 别 委

## 総合開発調査特別委員会

〇七月七日 1 促して報告があり、ついで新川 から強くすべきであるということについて質疑があり、委員長及び 委員長の中央折衝報告の中に北海道の中央に持つて行くものが弱い 諸方策に関する中央折衝の経過について報告の後、委員長より補 塚田副委員長 午前十一時二十五分、第一委員室において開議、 五十五分散会、委員長 (社) より、総合開発第二次五ヵ年計画達成のため (社) 伊藤(作)(自民)各委員より、 岩本政一 (日民) 午後 榯

塚田副委員長より応答。

社大石常務理事来道の際同理事と懇談した経過について報告の後、 豆類の価格保証の問題が取上げられていないことは不合理と考えて が取上げられているが寒地農業振興対策の立場からも絶対不可欠の 措置の中に産業振興に関連して乳価安定対策、てん菜生産振興対策 カ年計画の実現措置について高岡委員会に諮問していたことについ 企画本部長より、かねて知事より北海道開発事業の成果と第二次五 いるがこの点どう考えているかについて質疑、企画本部長より答弁 て答申がなされた経過について報告、朝日委員(協ク)より、 委員長より、青函トンネル問題について去る六月二十四日国鉄本 実現

> あつて、 見をきめる見通しとその時期について質疑、企画本部長より答弁が り応答、大石委員(社)より、答申を知事が検討して道としての意 新川委員より、答申案に対する審議の方法について質疑、委員長よ 午後零時十五分一旦休憩、午後一時十二分再開

催については正副委員長一任とすることとした。 ては理事者の方で充分検討の参考にしてほしい旨を述べ、 本部長、開発調査課長より答弁、委員長より、 について、大石委員(社)より「民間資金」を特に「鉱工業振興資 民の生活水準の向上ということが根底にあつてよいのではないか等 上げるか)、第二次五ヵ年計画の実現措置の中の基本的措置の中に道 数字を国に出す場合の取上げ方(本文中にとり上げるか付表でとり 年計画の実績効果が問題となつているとき答申のような推定による である旨、新川委員より、高岡委員会の答申に関連して第一次五カ 農経営と乳価の問題等からもこれらの問題と一緒にして考えるべき 寒冷地農業振興対策の中に強く打出して行つた方がよいのではない どうなるのかという点について、朝日委員より、菜豆価格の問題を 決定した第二次計画の策定の中に産業道路があるがそれとの関連 これを書き入れて明確にしてほしい旨、川村委員(社)より、先に いて旭川―北見間に名寄を入れなければ本当の循環にならないので れらの点がどのようになつているか、また産業循環道路の問題につ 金」と修正した意図についてそれぞれ質疑及び意見要望があり企画 、また根釧については畜産が主体であるというが十勝における酪 秋山委員(協ク)より、第二次五ヵ年計画の中の農産物、 多目的ダムの問題について重点を置いていないように思うがこ 各委員の発言につい 次回の開 地下資

〇七月十八日 1 午前十一時二十分、 十五分散会、委員長 第一委員室において開議、 岩本政一 (自民)

開発庁長官並びに開発政務次官の本道視察に対する同行案内につ

定について寒地農業の中に強く打出すべきことをいつていたがどの あることについて、林委員 をよくいうが着工したら早く完成するということを要請する必要が ないか、また関係者は「手をつけるがやつてくれない」ということ くするのがよいかという点では前者の場合逆効果を招くことになら いて現在手をつけているものの間口を拡げるのがよいか奥行きを深 の点について、道下委員(社)より、重点的な施行ということにつ のが排除されるというおそれがありすつきりしないものがあるがこ を行い」とあるが何か重点的なものだけを取上げ地域的の小さいも 考え方で資源開発と逆行すると思うが開発に対する根本精神につい 髙める」という言葉があるがこれによると道を投資地にするという しよ澱粉との問題等も一緒に考えてほしいことについて、大石委員 切であり一本に取上げていくように願い更にばれいしよ澱粉、 て、伊藤(作)委員(自民)より、菜豆問題については農政上も大 にないものがあるとそれ等は等 閑視され るので はないか 等につい てこの意見が参考となるので第二次五ヵ年計画にはあるがこの意見 ではないのであるから財源措置をさせるため答申に基づき決定枠を イトが軽いと思うがこの点の考え方、また閣議決定の線は計画目標 ようになつたか、企画本部長は一般行政の面で強力に推し進めると れたその他の事項が入つていない理由、 説明を聴取、川村委員(社)より、高岡委員会からの答申に説明さ 二次五ヵ年計画の実現措置について」道が決定した意見についての 場合自発的に同行案内することとした。ついで企画本部長より、「第 いて諮り、 て、また三十四年度予算要求方針の中に「継続事業費の極力重点化 〔社〕より、経済効果の判定は困難といつていながら「経済効果を し予算獲得に努力することになる訳だが、政府は道の要求につい つているが行政上はそうであつても開発として取上げる場合ウエ 正副委員長の内一名が同行し、他の委員は管内に入つた (自民) より、第一次計画では一応基盤 先の委員会で菜豆の価格安 かん

> 題についても購買力の培養といつたもつと堀下げたものが出てくる 時三十分一旦休憩、午後一時四十七分再開 すれば小委員会を設けて検討し、資料についても統一する必要があ 開発調査課長より答弁、新川委員より、責任をもつた形で認めると のではないか、内容を検討して修正に傾いた場合修正の用意がある 整理ということが考えられなければならないし、また中小企業の問 ではないか例えば生産手段に力を入れてやり、得た果実の中に負債 水産振興に関連して解決しなければならない問題がたくさんあるの のように考えているかということについて、岩田委員 ついて、 ば が養成されたのであるから第二次では迫力ある要請がなされなけ るのではないかどうかの発言があつて、これを協議のため、午後零 かどうかについてそれぞれ質疑及び意見要望があり、企画本部長、 ならない従つてもう少し具体的なものを出す必要があるのではな またピツクアツプしたものは特に強調する必要があることに 新川委員(社)より、中央に対する意見の出し方についてど (自民)より、

で意見が決定した場合道として中央にこれを提出することになるが員長に一任することについて諮り、異議なくそのことに決定、つい、次に追加修正意見の起草並びに最終決定権を正副委員長及び小委

3

は委員長一任とすることに決定。ることについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員について、八月二日中央において開催の開発審議会にオブザーバーを派遣す

(5)





## 九都道府県議会議長会

ついで次の事項を協議、関係方面に強く要望することとした。議事に入り、前回会議決定事項の処理について東京都議長から報告、〇七月十、十一の両日 愛知県において開催、地元愛知県議長挨拶の後、

河川法の監督規定の改正について

児童生徒等の学校管理下における災害の補償に関する法制化の保

進について

水質汚濁防止法案の早期制定について

一 目・中貿易の再開促進について

鉱山保安並びに災害対策について

# 八月十五日現在産米收穫予想

した。 農林省では八月十五日現在の三十三年産米の作柄概況を次の通り発表

石の大豊作型である。 年作柄を一○○とする)で予想収穫高は水陸稻合計約八、二四六万① これによると全国平均作況指数は水稻一一二%、陸稻一一四%(平

方は史上最高の収穫がほぼ確実)。
万石に次ぐ我国産米史上第二の豊作である(北海道、東北、北陸地万石に次ぐ我国産米史上第二の豊作である(北海道、東北、北陸地石の増であり、また今年の暫定平年収穫高約七、三三七万石に比べると約六○四万② これを昨年の推定実収高約七、六四二万石に比べると約六○四万

肥技術の普及等を挙げている。培の普及、土地改良の目ざましい進歩、農薬による病虫害防除、施治害、病虫害が平年より少いことの外に育苗技術の進歩特に早期栽働。農林当局ではその原因として、気象条件に恵まれたことと風水害、

(注) 暫定平年収穫高とは昭和二十七年から昭和三十二年までのうち、とくに(注) 暫定平年収穫高とは昭和二十七年が5時年までの傾向から反収を割出していたが、なお、昨年までは昭和元年から前年までの傾向から反収を割出していたが、なお、昨年までは昭和元年から前年までの傾向から反収を割出したもので、八月一日更収二、三十五年年の作付面積をがけて収穫高を割出したもので、八月一日の昭和二十二年までのうち、とくに(注) 暫定平年収穫高とは昭和二十七年から昭和三十二年までのうち、とくに(注) 暫定平年収穫高とは昭和二十七年から昭和三十二年までのうち、とくに(注)

### 全国都道府県別作況指数

都府	道 県 名	水稲(%)	陸稻(%)	都府	道県名	水稲(%)	<b>陸</b> 稲(%)
全	玉	112	114	岐	,卓	112	114
٦Ľ	海道	113	116	静	岡	101	111
青	森	112	106	愛	知	106	111
岩	手	112	106	三	重	107	99
宮	城	116	113	滋	賀	112	99
秋	$\mathbb{H}$	122	116	京	都	112	100
Щ	形	112	140	大	阪	67	106
福	島	112	118	兵	庫	114	99
羐	城	110	140	奈	良	114	98
栃	木	104	127	和	歌山	114	94
群	馬	104	133	鳥	取	116	111
埼	玉	104	123	島	根	115	95
千	葉	116	119	岡	Щ	119	109ء
東	京	101	116	広	島	118	102
神	奈川	101	122	山	П	116	.99
新	潟	112	121	徳	島	116	105
富	山	118	110	香	][]	116	79
石	][[	112	108	愛	媛	115	. 88
福	井	118	100	高	知	115	107
Щ	梨	104	93	福	岡	110	78
長	野	118	102	佐	賀	114	99
長	崎	109	93	宮	崎	106	78
熊	本	109	80	鹿	児 島	109	79
大	分	105	56				

# 第二十九特別国会の展望

間の会期を終えて七月八日閉会した。 第二十九特別国会は六月十日召集され、 会則四日間を延長し二十九日

げしい対立のうちに強行成立をはかつたものである。 案、経済基盤強化資金法案などであり、特に前者は自民、 このうち主なものは前国会で審査未了となつたいわゆる管理 職 手 当 法 して首班指名を主目的としたもので政府提出法案五件はいずれも成立、 法律案等の審議結果は次のとおり。 今国会は、総選挙(昭和三十三年五月二十二日執行)後初めての国会と 社会両党のは

### 案

<u>/\</u>			Fi.	=======================================	計
1			1		参議院議員
八		八		一六	衆議院議員
	1	1	Tī.	Ŧi	内閣
審造未了	参議院	衆議院	立	注 律 案 数	摄 进 区 分
	審查	継続		Į.	mlo +4 1.71 /
 				案	法律

番提 **号**出

法

律

案

名

月成 日立

月 公 日

番法号律

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金

-Ļ

七

一六九

内閣提出の部

													•		
1-	九	- 八	七	六	<u> 7i.</u>	Ш	= .	==_		番提 号出	衆議	五	172	=_=	=
家内労働法案(勝間旧清一君外十六名)	最低質金法案(勝間田清一君外八十六名)	例に関する法律案(平岡忠次郎君外十三名)昭和三十三年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特	十三名) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	外十三名) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	雄君外十名) 国家公務員法等の一部を改正する法律案(飛鳥田一	終(中井徳汝郎君外十名) 地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律	臨時税制調査会設置法案(横山利秋君外十一名)	国民年金法棠(八木一男若外十四名)	専補償に関する法律案(山崎始男君外三名)国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災	法律案名	衆議院議員提出の部	<b>蚕糸価格の安定に関する臨時措置法</b>	を改正する法律お年玉つき郵便薬書等の発売に関する法律の一部	律市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法	外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律
・同	同	審査未了	衆院継続	同	審査未了	衆院継続	同	審査来了	衆院継続	月日 日		七、四七、一〇一六七	七、八七、一一一七〇	七、四七、九一六六	七、八七、一二一六八

北海道立内職公共職業補導所条例	手当の支給に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例北海道地方警察職員に対する昭和三十三年六月における	の支給に関する条例 北海道職員に対する昭和三十三年六月における期末手当	件
六一	同	同	六一	議決月日
<u>124</u>			0	首
同同	同同	同同	条六 例、	公布番月
五一三六	五一二四	五一一四	五一〇四	番月号日

	番提 号出
改正する法律党の定は	法
案 (吉田法	律
晴君外三名	案
振興法の	名
部を	
参院	月成日立
院継続	月公
	番法 布

第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調

衆議院議員提出の部

衆院継続	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	- - - ::
衆院継続	君外十三名)	十五
審査未了	水質汚濁防止法案(赤路友蔵君外四十二名)	十四四
同 /	君外十三名)	十三
同	(勝間田清一君外十四名)	<u>+</u>
<b>秦院継続</b>	(勝間田清一君外十四名) (勝間田清一君外十四名)	+

札幌都市計画豊平地区中の島土地区画整理事業施行規程	北海道公立高等学校生徒学资金貸付条例	北海道保健所使用料条例の一部を改正する条例	北海道立診療所条例の一部を改正する条例	北海道教員達成所条例の一部を改正する条例	北海道老齢者福祉年金条例の一部を改正する条例	北海道立手稲向)学園設置条例の一部を改正する条例	費用弁償に関する条例 北海道選挙管理委員会の求めにより出頭した選挙人等の	き議員の数に関する条例の一部を改正する条例 北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべ	北海道議会議員の選挙の合区に関する条例の一部を改正	自動車の交換に関する条例	北海道税条例の一部を改正する条例	北海道税条例の一部を改正する条例	北海道知事等の退職手当に関する条例	お海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す	北海道立職業訓練所条例
 任 ——— 同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一 同	同	同	同	同	同
同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同
九〇	六三八〇	大三七〇	為	ガ三五〇	六三四〇	六三 三〇	六二	六二一八	六二〇八	五二九八	五二八八	五二七八	五一六九	五九五九	五一 四六

北海道議会職員定数条例の一部を改正する条例	北海道職員定数条例の一部を改正する条例	恩賜開拓奨励資金条例等を廃止する条例	北海道宅地建物取引試驗手数料条例	札幌都市計画西郊地区東八軒土地区画整理事業施行規程
同	六、	同	同	同
_	七七			
同同	同七	同同	同七	同同
七四一	벌	七 二二	七二二	七三 00



# 一事件に関する二件以上の上程方法と議決方法(法一一二)

(名古屋市会事務局長宛 行政課長回答)(昭和二六、一〇、八 地自行発第三一一号)

問

議員から同一事件につき二件以上議案が提出された場合(たとえば議員定数を

7



## 地方行政疑義問答集

## 会議の諸原則について

### 一事不再議について

(1)

議案中重大な誤謬 (法九六)

( 名古屋市議会事務局長宛 行政課長回答 自行発第九三号

議決事件及びその内容によるが、一般的には越権違法等の法律上の瑕疵がな 議案中重大な誤謬を看過して議決した場合の処置

### (2) 会期不継続の原則について

# 更に議会を開き付議すべき場合と前職会において議案の

部審議未了の場合(法一一九)

府県会ニ於テ会期内ニ議了セサル議案アルトキ更ニ議会ヲ開キ付議スル場合ニ

六○人とするA僕と五○人とするB案とが同時に提出された場合)

- 上程方法につき
- 両議案を一括上程し両件につき条議する。
- 議長の権限により一件ずつ順次上程する。
- 議決方法につき
- A案の議決後(可決否決にかかわらず) B案を上程議決する、との二説 A案が議法されれば、B案は一事不再議の原則により審議を要しない。
- がある。

答

が可決されれば、A案の審議を要せず、B案が否決されれば、続いてA案を 案の議決は必要はない。 一2の場合においては、 B案から上程密議し、 B案 上程審議すべきものと考える。 議決方法については、 上程方法については1、2いずれもお見込のとおり。 一1の場合においては、一条が可決されれば、 他の

### 事不再識の関係 (法二二〇)

(昭和三三、三、二六

に同一会則中議長辞職勧告決議案を提出することができるかどうか。 ことができない。」旨の規定がある場合、議長に対する不信任案を議決し、さら 会議規則中「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出する

場合の外は同様な条件の場合にこれを提出できないものと解する。なお、右は

会議規則中に一串不再議に関する規定の有無にかかわらないものと解する。

当該議長の不信任議決と議長辞職勧告決議案との提案趣旨が明らかに異なる

20

行政課決定)

未議了ノ部分ノミヲ議決セシムヘキモノニアラスシテ議案ノ全部ヲ付議セシムヘ 例へハーノ議案中共ノー半ヲ議了シ他ノ一半ヲ議了セサル場合ノ如キニ於テ其ノ

# 更に議会を開き付議すべき場合と議案の再交付(法一一九)

ニ於テハ再ヒ議案ノ変付ヲ娶スルモノトス。 府県会ニ於テ会期内議了セサル議案アルトキ更ニ議会ヲ開キ議決セシムル場合

# 会期内に議了しない議案と会議の再開及び付議(法一一九)

キ之ヲ付議スルコトヲ得ルモノトス。 府県会ニ於テ其ノ会期内ニ議了セサル議案アルトキハ府県知事ハ更ニ議会ヲ開

### 特別委員会の継続審査 (法一一〇)

( 熊本市議会事務局長宛 / 昭和二七、一〇、三一 有一种 政 課 長、自行行発第一〇〇号、

問 査に関し、その取扱上次のいずれによるべきであるか。 実質的に数会期にわたり審査を要する事件を付託される特別委員会の継続審

- 続をとるべきか。 るものとし、次の会期において必要があれば改めて特別委員会を設置する手 国会におけるごとく、次の会期の始まる前日をもつて特別委員会は消滅す
- ど継続審査の議決を繰り返す。方法をとるべきか。 次の会期中に更に審査を終らない場合は、再度審査に付する(会期終了のつ 政実例からすれば、次の会期まで特別委員会は存続するものと解されるから、 法第百十条第三項但書の規定は会期不継続の原則の例外規定である旨の行
- 答 その継続審査に特に期限を付さない場合は二お見込のとおりであるが、特に おけば、後会において、 便法としてあらかじめ「審査終了まで」継続審査に付する旨の議決を経て 一又は二のごとき手続をとる必要がないか。

期限を定めた場合は三によるべきである。

### 続審 査と期 -限 (法一一九)

\千葉県総務部長宛(昭和二五、五、三 行政課長回答/ 白連行発第六五号/

特に期限を付さない限りは、原則として次の会則までと解するのが相当である。 閉会中の審査期間は、必ずしも次の会期までとは限らないが、その継続審査に

### 会期不継続の原則 (法二一九)

(浜松市議会書記長宛/昭和二五、二、一七 連絡行政部長回答)

- しなくても効力がないものと解してよいか。 会期中審議未了となつた事件は次会において更に発案の形態をもつて提案
- 二 法第一〇九条第六項(現行法では第五項)中「特に付議された事件(現行法 の件数が多い関係上、会則中審議会不可能と解した際事件を限定し閉会中に 審議した事件についての後会総続は、さしつかえないか。 では「付議された特定の事件」)」とあるから、委員会付議事件中請願、陳倩
- 三 前項を可と解した場合、翌月の議会までに更に審議未了となつたが、重要 事件のため議会の意思を明確化するには更に提案することもさしつかえない
- もさしつかえないか。 法第百十条第三項の特別委員会にあつても第二項の見解をもつて運営して
- 答二、二お見込のとおり。
- Ξ 議会の議決により委員会に付議された事件は、現に審議継続中のものであ 改めて提案する必要はない。
- 四 お見込のとおり。

## 会期不繼続の原則の例外(法一〇九)

\青秦県議会事務局長宛 行政課長回答) /昭和二六、一二、三 地自行発第四〇二号)

事件」(現行法では「付議された特定の事件」)との関係はどうなるか。特に付議された事件」(現行法では「付議された特定の事件」)に予算が伴い、その予算案が別個件」(現行法では「付議された特定の事件」)に予算が伴い、その予算案が別個件」(現行法では「付議された特定の事件」)は、委員会が議された事であるが、この場合「特に付議された事でが、この場合「特に付議された事でが、この場合「特に付議された事でが別価を関係を表することができ、会期不継続の原則の例外規定として後会には集ます。

用されないので、再提案の問題は生じない。会が各議院の議決で特に付議された事件については、会期不継続の原則が適当、国会の場合は、国会法第六十八条の規定により、常任委員会及び特別委員

# 会期不継続の原則と審議未了の関係(法一〇九)

、佐賀県議会事務局長宛「行政課長回答) (昭和二五、六、二 - 自行発第八八号)

後会に継続するものであり、あらためて提案する必要はない。 でより特に付議された事件(現行法は「付議された特定の事件」)』に関する限り 十条第三項は、この会則不継続の原則の例外規定とみるべきもので、『議会の議決 一様ので、『では、この会則不継続の原則の例外規定とみるべきもので、『議会の議決 関中に議決に至らなかつた事件」を更に審議しようとするときは、長又は議員は 期中に議決に至らなかつた事件」を更に審議しようとするときは、長又は議員は 期中に議決に至らなかつた事件」を更に審議しようとするときは、長又は議員は

# 閉会中の審査に付された議案と会期不継続の原則(【法一一九】

《福島県総務部長宛 自治課長回答(昭和二四、一、一〇 自発第三六号)

要があると思料されるがどうか。 した場合にも、会期不継続の原則により、次の会期において新たに提案するした場合にも、会期不継続の原則により、次の会期において新たに提案する。特別委員会において、議会の議決により特に付議された議案を閉会中審査

問一

二 常任委員会においても同様と思料されるがどうか。

答一、「二とも会期不継続の原則は適用されないから、あらたに提案する要はな

# 議員の任期と会期不継続の関係(法第一〇九)

(名古屋市議会事務局長宛 行奏課長回答)(昭和二六、三、一五地自 行発第六〇号)

議員の任期が満了した。この場合、事件は「法第百九条第六項(現行法では第五項)により常任委員会が事件を審査中

当然に次の議会期の常任委員会に継続される

事件は審議未了となり再び提案されなければならない。

を要する。 新たな提出を要せず、次の議会において、再び常任委員会に付託すること

以上三つの解釈中いずれが妥当であるか。

の例外を認めることは、任期制度の本旨からいつて認め難いところである。地位を保障しようとする任期制度の根本原則を打破してまで会期不総統の原則て、本来議員の構成の一新を期するとともに、その時期までの一定期間はその一同じ任期間における各会期の不継統の原則に対する例外に関するものであつ

## 微罰事件の継続審査 (法一一九)

(新潟県総務部長宛 行 政 課 長 回 答 (昭和三〇、一二、二二 自丁行発第一九七号)

## 「北海道議会時報」第十巻第五号に掲載

## 停止期間の次会の会議(法一三三)

ヲ閉チタルトキト雖モ残停止期間ハ次会ノ会議ニ引続クモノニアラズ。町村会ノ議決ヲ以テ議員ニ対シ五日間ノ出席停止ヲ為シタル後二日目ニ町村会

## 席停止の効力(法一三五)

出

、各都道府県総務部長宛 自治課長回答・昭和二三、一〇、三〇 自発第九七八号

## 「北海道議会時報」第十巻第五号に掲載

# 

適否 (法一三四)

(青森地域 昭和二九、一〇、六判決)

ある。 の出席停止の期間にわたり議員の出席を停止する旨の決議を違法と解すべきで会期を超過する期間は、その会期中の一定期間に限定されるべきであるから、当該の出席停止の期間は、その会期中の一定期間に限定されるべきであるから、当該

# 会期不継続の原則と議員の出席停止期間(法一一九、一三四)

(福岡高裁 昭和二五、九、一一判決)

継続の原則の根本精神にかんがみ、期間の麹量につき法律上の限界を越えるもの議会が議員に対し次の会期にわたり出席停止の懲罰議決をすることは、会期不

というべきであつて、かかる懲罰議決は違法である。

# 会期不継続の原則と議員の懲罰権行使の

(法二一九、一三四)

(仙台高裁 昭和二七、二、一五判決)

許されない。の議会の会議中における議員の行為に関し後の議会において懲罰を科することはの議会の会議中における議員の行為に関し後の議会の法別であるから、議会が前十四条の議員の懲罰についても適用のあるものと解すべきであるから、議会が前地方自治法第百十九条に定めるいわゆる議会の会則不継続の原則は同法第百三地方自治法第百十九条に定めるいわゆる議会の会則不継続の原則は同法第百三



### 七 月 の ĸ ŧ

○政府、 ○ダレス長官対共産圏禁輸品目緩和に同意したと言明。 米にジョンストン島の核実験中止を申入れる。

〇滝川、 砂川、歌志内、千歳市制施行。

○島根、広島地方で豪雨橋

〇炭労第二十回定期大会開く。(五日閉会)

2

3 ○米ビキニで核実験行う。

○産業計画会議で国鉄を特殊会社にせよと勧告。

〇社会党道連第五回定期大会開く

○道水産部漁家負債実態調査まとまる。(総額百九十二億円)

○閣議で三十三年産米生産者価格を決定。(玄米 石 当り平均一万三百二十三

〇山口開発庁長官来道

〇社会党道連大会役員改選して閉会、(委員長渡辺惣敵、副委員長斎藤正志

〇ソ連サケ、マス調査専問家の交換に同意。 書記長井野正揮)

〇北海道大博覧会開会

〇米エニウエトクで今シリーズ十二回目の核実験

〇大相撲名古屋場所開幕。

〇米・沖繩交渉終る。米軍基地使用料で新協定成立。

〇中共・東南ア華南に日本商品の全面的ボイコットを呼びかける 〇水産庁北洋サケ、マス共同調査計画を発表。

〇大蔵省本年上則の通関実績発表。

8 〇白山丸帰国者五百七十九人乗せて塘沽を出発、密出国の日共党員六十五名

○第二十九特別国会終る。

○ソ連「専問家会議」で米に核実験停止を打出せとの覚書送る。

10 〇北洋サケ、マス資源調査団交換に関しソ連具体的計画を回答。 ○埼玉県警、公選法違反の疑いで高石代議士(自民党)を逮捕。

> ○皇太子殿下、十八日間の旅を終えて空路退道 ○道選出自民党国会議員会で町村金五氏知事選挙出馬を受諾

〇建設省三十三年度建設白書を発表、住宅なお二百万戸不足。

11 〇スイス核兵器の装備を決定。

〇米ピキニで十三回目の核実験を行う。

13

12

〇都市対抗野球道代表に拓銀、富士鉄決まる。

〇白山丸舞鶴入港。

〇白山丸で帰国の密出国者五十八人逮捕

14 ○イラクでクーデーター、共和国樹立を宣言

○日共堆野(臨時中央指導部議長)らを除名。

15 ○米レバノンに派兵。

函館開港百年祭開く。

16 ○ヨルダン、米英トルコ三国に軍事援助を要請

○人事院、初任給と期末手当引上げ政府に勧告

○都教育委員会勤評反対闘争に断、二百八十二人に懲戒処分(停職七十六人) 滅給四十一人、戒告百六十五人)

17 ○英国、ヨルダンに進駐。

○米国、トルコに進駐。

○全道中学校長総会勤評反対を表明。

18 〇ナセル大統領、フ・ソ連首相とイラク問題で会談。

○道教委「社会教育モデル」に旭川市など二市十四町村を指定。

○フソ連首相、米英仏印の四国首脳に特備を送り中東問題で五カ国首脳会談

19

○日本安保理に新決議案を提出。

○ヨルダン王、米に派兵を要請

○運輸省三十三年度海運白書を発表。

〇ネールインド首相、五カ国首脳会談の開催を支持

20

○大相撲名古屋場所閉幕(若乃花優勝)

21 ○第七回共産党大会開く。 ○第十回総評大会開く。(二十五日閉会)

○労働省、三十二年労働白書を発表、争議件数は戦後最高。

24

○幌別で修学旅行バス、トラツクに追突、高校生九人に重軽傷。

○第三十九回芥川賞に大江健三郎氏、直木賞に榛葉英治、山崎豊子両氏に受

22 ○国連安保理で日本決議案を否決。 ○米英仏、五カ国首脳会談を求めたソ連提案に対し回答。

○全国高校野球本道代表校に札商決る。

〇社会党鈴木委員長来道。

○フソ連首相、インドアラブ参加を条件に西欧側提案の安保理首脳会議に同

意すると回答。

23

〇政府主催の全国知事会議開く。

○農林省七月五日現在の全国稲作生育概況を発表。

○レバノン内乱、ベイルートで休戦成立。

○豪雨道内各地を襲い被害出る。

○ア米大統領、二十三日のフ書簡に回答 ○経企庁三十三年度経済自書を発表。

25 24

○文部大臣、全国PTA大会に勤評協力を望むと談話を発表。

〇米人工衛生(十七キロ)打上げに成功。 ○埼玉県で米爆撃機民家に墜落死傷十四人。

26

○英仏、二十三日のフ書簡に回答。

○南極観測統合本部で第三次隊長に永田武氏を決定。

○全国PTA大会開く(小樽市)

○裏日本一帯に豪雨禍。

○第二十九回都市対抗野球開幕。

27

〇日教組大会再開、新役員選任(委員長小林 村彰、書記長 宮之原貞光) 武、副委員長 藤山幸男、今

28 ○フソ連首相、首脳会談の開催遅延は米の責任と非難

○バクダツト条約理事会、集団安保体制を維持すると共同宣言。

29 ○農林省七月十五日現在の稲作概況を発表。

○日教組第十八回臨時大会開く、勤評問題を協議

○第一回全道小学校長会総会(札幌)で勤評反対を議決。

○網走沖でスケソ漁船沈没十三人絶望。

30 ○ソ連、バ条約会議を非難。

○全道小学校長会総会で管理職にも反対態度。

○日本政府、イラク新政府を承認。

31

○政府、国連監視団への参加断る。

○マ英首相、首脳会談は安保理の枠内で八月十二日開催することをソ連に提

○文部省、新学習指導要領を発表。

昭和三十三年八月二十日発行

北 海道議 会 時 報 (第十卷第八号)

集 北海道議会事務局調査課

編

北 海 道 議 会 事 務 局

発

行

北海道議会時報第10巻第8号(昭和33年)